

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年5月12日(2005.5.12)

【公開番号】特開2001-187729(P2001-187729A)

【公開日】平成13年7月10日(2001.7.10)

【出願番号】特願2000-349024(P2000-349024)

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 31/08

A 6 1 K 9/08

A 6 1 K 47/10

A 6 1 K 47/14

【F I】

A 6 1 K 31/08

A 6 1 K 9/08

A 6 1 K 47/10

A 6 1 K 47/14

【手続補正書】

【提出日】平成16年6月25日(2004.6.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

一定量のセボフルランの貯蔵方法であって、該方法は、内部空間を規定する容器であつて、かつ該容器により規定される該内部空間に隣接する内壁を有する容器を供する工程、一定量のセボフルランを供する工程、該容器の該内壁をルイス酸抑制剤で被覆する工程、及び該一定量のセボフルランを該容器によって規定される該内部空間内に配置する工程を含んでなることを特徴とする方法。

【請求項2】

上記ルイス酸抑制剤が、水、ブチル化ヒドロキシトルエン、メチルパラベン、プロピルパラベン、プロポホール、及びチモールからなる群から選択されることを特徴とする、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

セボフルラン貯蔵用容器であって、該容器が内部空間を規定し、かつ該容器により規定される内部空間に隣接する内壁を有する容器であり、更に該内壁がルイス酸抑制剤により被覆されている容器。

【請求項4】

上記ルイス酸抑制剤が、水、ブチル化ヒドロキシトルエン、メチルパラベン、プロピルパラベン、プロポホール、及びチモールからなる群から選択されることを特徴とする、請求項3に記載の容器。